

## 令和5年度 特定教育・保育施設等実地指導結果

加古川市は、令和5年度に市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業73施設（令和5年4月1日現在）の実地指導を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指導事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

### 実地指導実施状況一覧

実施対象施設数	文書指導	(文書指導内訳)	口頭指導	(口頭指導内訳)
特定教育・保育施設 49 施設	27 施設	確認基準 15 件 給付関係 0 件	8 施設	確認基準 0 件 給付関係 8 件
特定地域型保育事業 24 施設	33 件	その他 18 件	8 件	

※文書指導・・・法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指導事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指導・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

### 実地指導実施期間

令和5年6月5日～令和5年9月4日

### 令和5年度の重点事項

- (1)安全計画について
- (2)不適切な保育について
- (3)会計について

### 主な指導事項

#### ■安全計画について

指導事項なし。

#### ■不適切な保育について

指導事項なし。

#### ■会計について

指導事項なし。

#### ■確認基準について

- ・うつぶせ寝など睡眠時の対応に留意すべき点があるため、仰向けに寝かせるなど重大事故の発生防止対策を徹底すること。
- ・保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないが、速やかに行うための体制が整備されていなかった。保育中の万が一の事故に備え、損害賠償保険へ加入するなどの有効な対策を講じておくこと。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないが、掲示していなかった。施設の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示すること。

### ■給付費・職員配置について

- ・ 1号及び2・3号の主幹保育教諭がクラス担任を兼任しており、主幹保育教諭等の専任化の要件を満たせていなかった。主幹保育教諭が教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任できる体制を整備すること。

※認定こども園のみ。

- ・ 主幹保育教諭を1人しか配置していなかった。基本分単価には主幹保育教諭等2人と各主幹保育教諭の代替保育教諭が含まれているため、これを充足するよう職員配置を行うこと。

※認定こども園のみ。

### ■その他

- ・ 消火訓練を実施した記録がなかった。避難及び消火訓練は毎月1回以上実施し、その記録を残すこと。
- ・ 第三者委員の連絡先を周知していないため、利用者から第三者委員に直接苦情を申し出る体制が整備できていなかった。利用者から第三者委員に直接苦情を申し出ることができるよう体制を整備すること。